

東京都及び都内近隣自治体における子ども関連条例構成一覧

東京都	東京都子ども基本条例
令和3年4月1日施行	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	子どもの権利
第5条	こどもにやさしい東京の実現
第6条	こどもの安全安心の確保
第7条	こどもの遊び場、居場所づくり
第8条	こどもの学び、成長への支援
第9条	子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援
第10条	こどもの意見表明と施策への反映
第11条	こどもの参加の促進
第12条	こどもの権利の広報・啓発
第13条	こどもからの相談への対応
第14条	こどもの権利擁護
第15条	こどもに関する計画の策定
第16条	こども施策を総合的に推進する体制の整備
第17条	財政上の措置

調布市	調布市子ども条例
平成17年4月1日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 目的
	第2条 子どもの定義
第2章	基本理念
	第3条 人権の尊重
	第4条 人権の尊重
第3章	子どもとその家庭の支援
	第5条 子どもの健康の保持促進
	第6条 保護を要する子どもの等への支援
第4章	子どもの生活の安全確保
	第7条 子どもにやさしいまちづくりの推進
	第8条 子育て家庭への支援
第5章	子どもの相談体制の充実
	第9条 子育て家庭への支援
	第10条 子どもの相談体制の充実
第6章	地域資源の活用
	第11条 子どもの社会参加の促進
	第12条 協働の取組
第7章	家庭の役割
	第13条 学校の役割
	第14条 地域の役割
第8章	事業主の役割
	第15条 市の役割
	第16条 計画の推進
第9章	行動計画の策定等
	第17条 ネットワークの構築
	第18条 雑則
第10章	広報
	第19条 意見の反映
	第20条 委任

日野市	日野市子ども条例
平成20年7月1日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 目的
	第2条 定義
第2章	基本理念
	第3条 市の責務
	第4条 おとなの責務
第3章	親又は親に代わる保護者の責務
	第5条 関係者の責務
	第6条 子どもの責務
第4章	支援・連携
	第7条 日野市子ども条例の日
	第8条 子どもの権利
第5章	生きる権利
	第9条 育つ権利
	第10条 守り守られる権利
第6章	参加する権利
	第11条 相談・救済
	第12条 相談・救済
第7章	施策の推進
	第13条 基本施策
	第14条 推進計画
第8章	推進体制
	第15条 日野市子ども条例委員会
	第16条 日野市子ども条例委員会
第9章	委員会の職務
	第17条 提言、公表
	第18条 雑則
第10章	委任
	第19条 第20条
	第21条 第22条

小金井市	小金井市子どもの権利に関する条例
平成21年3月12日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 条例が目指すこと
	第2条 この条例で使われることばの意味、内容
第2章	人権の尊重
	第3条 みんなが果たさなければいけないこと
	第4条 子どもの権利の普及
第3章	子どもにとって大切な権利
	第5条 子どもの大切な権利
	第6条 安心して生きる権利
第4章	自分らしく生きる権利
	第7条 ゆたかに育つ権利
	第8条 意見を表明する権利
第5章	支援を受ける権利
	第9条 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障
	第10条 家庭での子どもの権利の保障
第6章	育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障
	第11条 地域での子どもの権利の保障
	第12条 子どもにやさしいまちづくりの推進
第7章	—
	子どもの権利の侵害に関する相談と救済
	—

西東京市	西東京市子ども条例
平成30年10月1日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 目的
	第2条 言葉の意味
第2章	市等の役割
	第3条 連携
	第4条 子どもの生活の場における支援と支援者への支援
第3章	保護者と家族への支援
	第5条 育ち学ぶ施設とその職員への支援
	第6条 地域と市民への支援
第4章	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
	第7条 虐待の防止
	第8条 いじめその他権利侵害への対応
第5章	子どもの貧困の防止
	第9条 健康と環境
	第10条 子どもの居場所
第6章	子どもの意見表明や参加
	第11条 子どもの権利の普及
	第12条 子どもの相談・救済
第7章	子どもの権利擁護委員の設置
	第13条 定数と委嘱の基準
	第14条 任期
第8章	相談・調査に関する専門員の設置
	第15条 擁護委員の職務
	第16条 要請や意見表明の尊重
第9章	擁護委員の独立性の確保と活動への協力
	第17条 見守り等の支援
	第18条 活動の報告と公表
第10章	子ども施策の推進と検証
	第19条 推進計画
	第20条 推進体制
第11章	検証
	第21条 雑則
	第22条 委任

世田谷区	世田谷区子ども条例
令和2年4月1日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 条例制定の理由
	第2条 言葉の意味
第2章	条例の目標
	第3条 保護者の努め
	第4条 学校の努め
第3章	区民の努め
	第5条 事業者の努め
	第6条 区の努め
第4章	基本となる政策
	第7条 健康と環境づくり
	第8条 場の確保など
第5章	子どもの参加
	第9条 虐待の禁止など
	第10条 いじめへの対応
第6章	子育てへの支援
	第11条 子どもの人権擁護
	第12条 世田谷区子どもの人権擁護委員の設置
第7章	擁護委員の仕事
	第13条 擁護委員の努めなど
	第14条 擁護委員への協力
第8章	相談と申立て
	第15条 調査と調整
	第16条 要請と意見など
第9章	見守りなどの支援
	第17条 活動の報告と公表
	第18条 擁護委員の庶務など
第10章	推進計画と評価
	第19条 推進計画
	第20条 評価
第11章	推進体制など
	第21条 推進体制
	第22条 国、東京都などとの協力
第12章	雇い主の協力
	第23条 地域の中での助け合い
	第24条 啓発
第13章	雑則
	第25条 委任
	第26条 第27条

武蔵野市	武蔵野市子どもの権利条例
令和5年4月1日施行	
前文	
第1章	総則
	第1条 目的
	第2条 言葉の意味
第2章	保障すべき子どもの権利
	第3条 子どもにとって大切な子どもの権利
	第4条 子どもの権利の普及啓発
第3章	子どもの権利を学ぶ機会の保障
	第5条 子どもの権利を保障するための役割
	第6条 市の役割
第4章	市民の役割
	第7条 保護者の役割
	第8条 育ち学ぶ施設の役割
第5章	子どもを支える人々への支援
	第9条 保護者と家庭への支援など
	第10条 育ち学ぶ施設への支援
第6章	市民活動への支援
	第11条 子どもにやさしいまちづくりの推進
	第12条 自分らしく居られる場所
第7章	年齢、発達などに応じた居場所
	第13条 多様な学びの場
	第14条 子どもからの相談
第8章	子どもの意見表明
	第15条 子どもの参加
	第16条 子ども一人ひとりに合わせた支援
第9章	子どもからおとなへの移行支援
	第17条 子どもの安全と安心の確保
	第18条 子どもの安全
第10章	暴力、虐待および体罰の防止
	第19条 いじめの防止
	第20条 武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防
第11章	止関係者連絡会
	第21条 武蔵野市いじめ問題対策委員会
	第22条 武蔵野市いじめ問題調査委員会
第12章	子どもの権利擁護の仕組み
	第23条 武蔵野市子どもの権利擁護委員
	第24条 相談・調査専門員
第13章	権利擁護に関する必要な事項
	第25条 条例の推進体制
	第26条 推進計画
第14章	評価と検証
	第27条 第28条
	第29条 第30条